

◎新潟県告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年5月22日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
二幸介護サービス訪問直江津	新潟県上越市中央3丁目18番7号	二幸産業株式会社	訪問介護 介護予防訪問介護	平成30年4月2日	平成30年3月31日
やすらぎステーション	新潟県胎内市熱田坂字長崎野881番地86	社会福祉法人愛光会	訪問介護	平成30年3月30日	平成30年4月30日
訪問看護ステーションさわやか苑見附柳橋	新潟県見附市柳橋町295番地2	株式会社クレアメディコ	訪問看護 介護予防訪問看護	平成30年4月11日	平成30年3月31日
デイサービスセンター聖豊はすがた園	新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮潟2249番地	社会福祉法人豊聖福祉会	通所介護	平成30年3月29日	平成30年4月30日
特別養護老人ホーム聖豊はすがた園	新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮潟2249番地	社会福祉法人豊聖福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成30年3月30日	平成30年4月30日